

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 百四十号
- 三 道路の区域

| 新 B | 新 A | 旧 A | 旧 新 別 |
|--|--|-----------------|-----------------|
| 秩父市上宮地町四六〇二番四地先 から同市上野町八〇五番一五地先 まで | 秩父市上宮地町四五九一番七地先 から同市上野町八〇五番一五地先 まで | 秩父市上宮地町四五九一番七地先 | 区 間 |
| 九・二九〇三三・〇〇 | 一四・九六〇二五・五五 | 一四・九六〇二二・六五 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 八九六・二五 | 五七八・八〇 | | 延長 (メートル) |
| | | | 備 考 |